

さぬき市営業時間短縮協力金 申請要領

令和3年11月
さぬき市商工観光課

1 制度の趣旨及び支給要件等

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づく香川県知事の営業時間短縮の協力要請に応じた市内の飲食事業者等を支援するため、協力金を支給します。

なお、協力金は、「飲食店等協力金」及び「大規模施設等協力金」の2種類です。

(1)飲食店等協力金

【支給対象者】

次のいずれかに該当する者

ア 市内において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店営業を行う法人又は個人事業主

イ アに該当する者を除き、市内に住所を有し、香川県において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店営業を行う個人事業主

【対象要件】

申請日において、「香川県営業時間短縮協力金(第8次)」の支給を受けていること。

ただし、次の要件を満たすこと。

ア 上記支給対象者アの場合、市内の店舗が香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給対象店舗となっていること。

イ 上記支給対象者イの場合、令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であること。

注 上記要件を満たす場合であっても、協力金の趣旨・目的に照らして支給することが適当でないと市長が判断するときは、支給対象外となる場合があります。

【支給額】

1事業者当たり

「香川県営業時間短縮協力金(第8次)」の支給金額の2割に相当する額
(千円未満は切り捨て)
(上限10万円)

注1 店舗単位ではなく、事業者単位で算定します。

注2 協力金の支給は、1事業者(店舗ごとではありません。)につき1回限りとし
ます。

一度支給を受けた方は、再度申請することができません。

【提出書類】

- ① 営業時間短縮協力金(飲食店等)申請書(請求書)(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給決定内容が分かるもの
「香川県営業時間短縮協力金(第8次)の支給決定・振込みのお知らせ」
など。
なお、早期支払いがある場合、「早期支払い」「本申請」両方の支給金額
が分かるものを添付してください。
また、「支給決定・振込みのお知らせ」が複数枚数に分かれている場合、
全て提出してください。
- ④ 通帳の写し(振込先口座を確認できるもの)
- ⑤ <<市外(県内)にのみ店舗を有する市内在住個人事業主の場合>>
住民票

※令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であることを確
認するため。マイナンバーの記載は必要ありません。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

(2)大規模施設等協力金

【支給対象者】

次のいずれかに該当する者

- ア 市内において、建築物の床面積が 1,000 m²を超える遊技場、遊興施設等の施設を営む大規模施設を有し、その運営により収益を得る事業者であって、当該施設の時短営業を決定する権限を有するもの
- イ 大規模施設運営事業者との契約に基づき、市内において、アに該当する大規模施設内の区画でテナントを運営する事業者
- ウ イに該当する者を除き、市内に住所を有し、大規模施設運営事業者との契約に基づき、県内において、アに該当する大規模施設内の区画でテナントを運営する個人事業主

【対象要件】

申請日において、「香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)」の支給を受けていること。

ただし、次の要件を満たすこと。

- ア 上記支給対象者ア、イの場合、市内の施設・テナントが香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)の支給対象となっていること。
- イ 上記支給対象者ウの場合、令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であること。

注 上記要件を満たす場合であっても、協力金の趣旨・目的に照らして支給することが適当でないと市長が判断するときは、支給対象外となる場合があります。

【支給額】

1事業者当たり

「香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)」の支給金額の2割に相当する額

(千円未満は切り捨て)
(上限10万円)

注1 施設・テナント単位ではなく、事業者単位で算定します。

注2 協力金の支給は、1事業者(施設・テナントごとではありません。)につき1回

限りとします。

一度支給を受けた方は、再度申請することができません。

【提出書類】

- ① 営業時間短縮協力金(大規模施設等)申請書(請求書)(様式第2号)
- ② 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)の支給決定内容が分かるもの
「香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)の振込みのお知らせ」など。
「支給決定・振込みのお知らせ」が複数枚数に分かれている場合、全て提出してください。
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 通帳の写し(振込先口座を確認できるもの)
- ⑤ <<市外(県内)にのみテナントを有する市内在住個人事業主の場合>>
住民票

※令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であることを確認するため。マイナンバーの記載は必要ありません。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

2 申請期間・方法

◇申請期間 令和3年11月19日(金)～令和4年2月18日(金)

当日消印有効

◇申請先 ㊟769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 商工観光課 宛て

注1) 「協力金申請書」**在中**とご記入ください。

注2) 書類到着確認等の問合せには応じられませんので、簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。

◇振込日 12月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。

審査終了後、送付する支給決定に関する通知書に、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。

なお、事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。

◇必要なもの

提出書類の用紙サイズは全て**A4判(片面印刷)で統一**してください。

	必要書類	書類の例・注意事項
①	営業時間短縮協力金申請書(請求書) (様式第1・2号) ※1	2枚1セット[おもて・裏(2枚目)]になっています。記入漏れに注意。
②	香川県営業時間短縮協力金(第8次) 又は香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)の支給決定内容が分かるもの	「香川県営業時間短縮協力金(第8次)又は香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次)の振込みのお知らせ」など。
③	誓約書(様式第3号)※1	申請者が自筆で署名してください。
④	振込先口座が確認できるもの	以下に掲げる情報が記載された通帳の写しなど。 ・振込先金融機関(支店名含む) ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人※2
⑤	住民票 ※市外(県内)にのみテナントを有する市内在住個人事業主の場合に限る。	令和3年11月18日以前から市内に住所を有する者であることを確認するため。 マイナンバーの記載は必要ありません。

※1 「営業時間短縮協力金申請書(請求書)(様式第1・2号)」「誓約書(様式第3号)」は、市ホームページからダウンロードできます。

また、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所で入手できます。

※2 振込先は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人の場合は当該個人本人の名義である口座に限ります。

注 審査の過程において、上記以外の提出書類が必要となる場合があります。

3 申請後の流れ・不正受給時の対応

●申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡する場合がありますので、ご対応をお願いします。

また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

協力金の振込については、12月上旬から月3回の振込日を設ける予定です。

なお、審査終了後、支給決定通知書(不支給の場合には不支給決定通知書)を発送させていただきます。

支給決定通知書には、振込予定日を記載しますので、ご確認ください。

(事務処理の事情により、まれに予定日を数日経過する場合があります。)

●不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

協力金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。

また、不正の内容が悪質な場合には申請者名を公表するとともに、刑事告発を行います。

4 お問合せ先

◇さぬき市役所 建設経済部 商工観光課

☎087-894-1114 (平日 8:30~17:15)